

令和元年度12月補正予算について

注:◎は新規施策分
○は大幅増額分
()は累計額
単位:千円

1. 当面措置を必要とする経費 102,637
〔債務負担行為限度額 11,377〕

1 ◎ アコヤガイへい死緊急対策事業費(農林水産部 水産課) 8,292

アコヤガイの大量へい死を受け、産学官が連携して原因究明を行うとともに、環境変化に順応できる優良母貝の選抜等に取り組む。

- 大量へい死原因究明調査事業
 - 内容 環境要因調査、感染症に関する可能性調査、遺伝的多様性調査
 - 実施機関 県水産研究センター、(国研)増養殖研究所、愛媛大学、岡山理科大学 など
- 強い貝づくり開発普及事業
 - 内容 技術研修会の実施、優良母貝の選抜
- アコヤガイへい死対策協議会の運営
 - 負担区分 県1/2 (県漁連1/2)

2 ◎ 漁業者緊急支援資金利子補給金(農林水産部 漁政課) 〔債務負担行為限度額 11,377〕

アコヤガイ大量へい死による被害漁業者に対する既貸付金の償還条件緩和に伴う利子補給

- 緩和措置の内容
 - 償還期限最長5年間の延長(最長2年間の中間据置期間を含む)
- 対象融資件数及び利子補給限度額

21年度貸付分	104件	10,854千円
22年度貸付分	7件	523千円
計	111件	11,377千円
- 利子補給率
 - 県1.00%
- (漁業者緊急支援資金の概要)
 - 融資枠 21年度貸付分:100億円、22年度貸付分:50億円
 - 融資機関 信漁連、銀行、信用金庫
 - 借受者 漁業又は水産加工業を営む中小漁業者等
 - 融資対象 固定化債務の解消のための資金
 - 償還期限 15年以内(据置2年以内)
 - 貸付限度額 8,000万円

3 漁業近代化資金融資費(農林水産部 漁政課) 213 (117,995)
〔追加融資枠 500,000〕

アコヤガイ大量へい死による被害漁業者に対する追加融資枠確保に伴う利子補給

- 借受資格者 漁業近代化資金の借受資格者のうち、アコヤガイ大量へい死の影響で被害のあった母貝養殖及び真珠養殖業者
- 融資枠 88億円(追加分5億円)
- 貸付限度額 個人及び法人:1,800万円～3億6,000万円
- 融資対象 漁具、種苗の購入・育成 など
- 償還期限 5～20年
- 利子補給率 県1.29%
 - 基準金利1.35% 貸付利率0.06%
- 利子補給先 信漁連、漁協、信用金庫
- 利子補給期間 元年度～22年度
- 債務負担額 貸付金総額88億円を限度として、年1.30%以内の利率により算定した額

4 ◎ 豚コレラ等防疫強化緊急対策事業費(農林水産部 畜産課) 91,314

感染が拡大する豚コレラ等の県内での発生を防止するため、野生動物の農場への侵入防止対策など防疫対策の強化を図る。

野生動物侵入防止対策強化支援事業

事業主体 (公社)県畜産協会

補助対象 野生イノシシ・野鳥侵入防止対策、車両消毒対策

補助率 県1/5・1/3 (国1/2・0 市町1/5・1/3)

水際対策強化事業

内容 靴底消毒を実施するための消毒マットの設置(消毒薬 国10/10)

設置場所 松山空港、松山港、宇和島港

防疫対策強化緊急指導事業

内容 家畜保健衛生所による農場の指導・立入り、防疫対策資材の整備

負担区分 国10/10・1/2 県10/10・1/2

5 東京オリンピック事前合宿等支援事業費(スポーツ・文化部 地域スポーツ課) 2,818 (43,192)

東京オリンピックに向けた事前合宿を誘致し、スポーツを通じた国際交流の促進と経済交流拡大による地域活性化を図る。

実施主体 松山国際スポーツ交流実行委員会

(構成: 県、松山市、愛媛陸上競技協会 など)

事業内容(元年12月)

台湾代表女子サッカーチーム合宿受入れ

宿泊施設、練習会場等の確保

交流・機運醸成

歓迎セレモニー、住民交流事業、愛媛の文化体験 など

負担区分 県1/2 (松山市1/2)

2. 給与改定経費

673, 022

6 職員給与改定費 669, 820

人事委員会勧告に基づき職員給与を改定する。

一般会計 (18,863人)		579,561 千円
一般職員 (4,178人)		119,017 千円
警察職員 (2,874人)		93,683 千円
小学校職員 (5,045人)		158,226 千円
中学校職員 (2,901人)		89,255 千円
県立中等教育学校職員 (216人)		6,681 千円
高等学校職員 (2,615人)		78,578 千円
特別支援学校職員 (1,034人)		34,121 千円
企業会計 (2,063人)		90,259 千円

7 特別職期末手当改定費 3, 202

期末手当の年間支給割合の引上げ		
年間3. 35月分 → 3. 40月分 (0. 05月分増)		
一般会計 (52人)		3,141 千円
企業会計 (1人)		61 千円

[人事委員会勧告に基づく職員給与改定の概要]

1 給与改定率 0.11% (給料の改定0.11%、その他0.00%)

2 勤勉手当の年間支給割合の変更

期末・勤勉年間支給割合	4. 45月分	→	4. 50月分 (0. 05月分増)
期末手当	2. 60月分 (据置き)		
勤勉手当	1. 85月分	→	1. 90月分 (0. 05月分増)
12月期	0. 925月分	→	0. 975月分 (0. 05月分増)
	※令和2年4月1日以降は、6月期、12月期ともに0.95月分とする。		
	※特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する。		

3 実施時期 平成31年4月1日